

①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)				
②名称	Finnish Patent and Registration Office (PRH)				
③所在地	Sörnäisten rantatie 13 C Helsinki				
④連絡先	(電話) (358) 29 509 5000		(FAX) (358) 29 509 5328		
	(E-mail) <a href="mailto:registry@prh.fi">registry@prh.fi</a>		(internet) <a href="http://www.prh.fi/en/index.html">http://www.prh.fi/en/index.html</a>		
⑤組織の長	Director General: Mr Antti Riivari				
⑥沿革	(1) 1885年に、「Manufacture Board(生産局)」は、「Industrial Board(産業局)」の所属に移された。 (2) 1989年に、商標の登録が開始された。 (3) 1896年に、「Trade Register(商業登録所)」が設立された。 (4) 1919年に、「Industrial Board(産業局)」は閉鎖され、「Manufacture Board(商業局)」は「Board of Trade and Industry(商業及び産業局)」に移管された。 (5) 1926年に、「Board of Trade and Industry(商業及び産業局)」は休止し、特許、商標及びTrade Register(商業登録所)は「Ministry of Trade and Industry(商業産業省)」の管理下となった。 (6) 1942年に、「National Board of Patent and Registrations of Finland (NBPR)」が設立された。 (7) 現在の特許法は、2006年法律第684/06号により改正された1967年法律第550号である。 (8) 現在の実用新案法は、2006年法律第686号により改正された1991年法律第800号である。 (9) 現在の意匠法は、2006年法律第685号により改正された1971年法律第221号である。 (10) 現在の商標法は、2006年法律第680号により改正された1964年法律第7号ある。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路の回路配置の保護				
⑩加盟条約	WIPO 1970/9/8	ベルヌ 1928/4/1	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1921/9/20	PLT 2006/3/6	レコード保護 1973/4/18	ローマ 1983/10/21
	シンガポール 2019/8/7	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1985/9/1	ヘーグ ロンドンアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 1996/4/1	ヘーグアクト 2011/5/1	ジュネーブアクト	
	ストラスブール 1976/5/16	ウィーン	PCT 1980/10/1	ロカルノ 1972/5/16	ニース 1973/8/18
			WTO 1995/1/1		

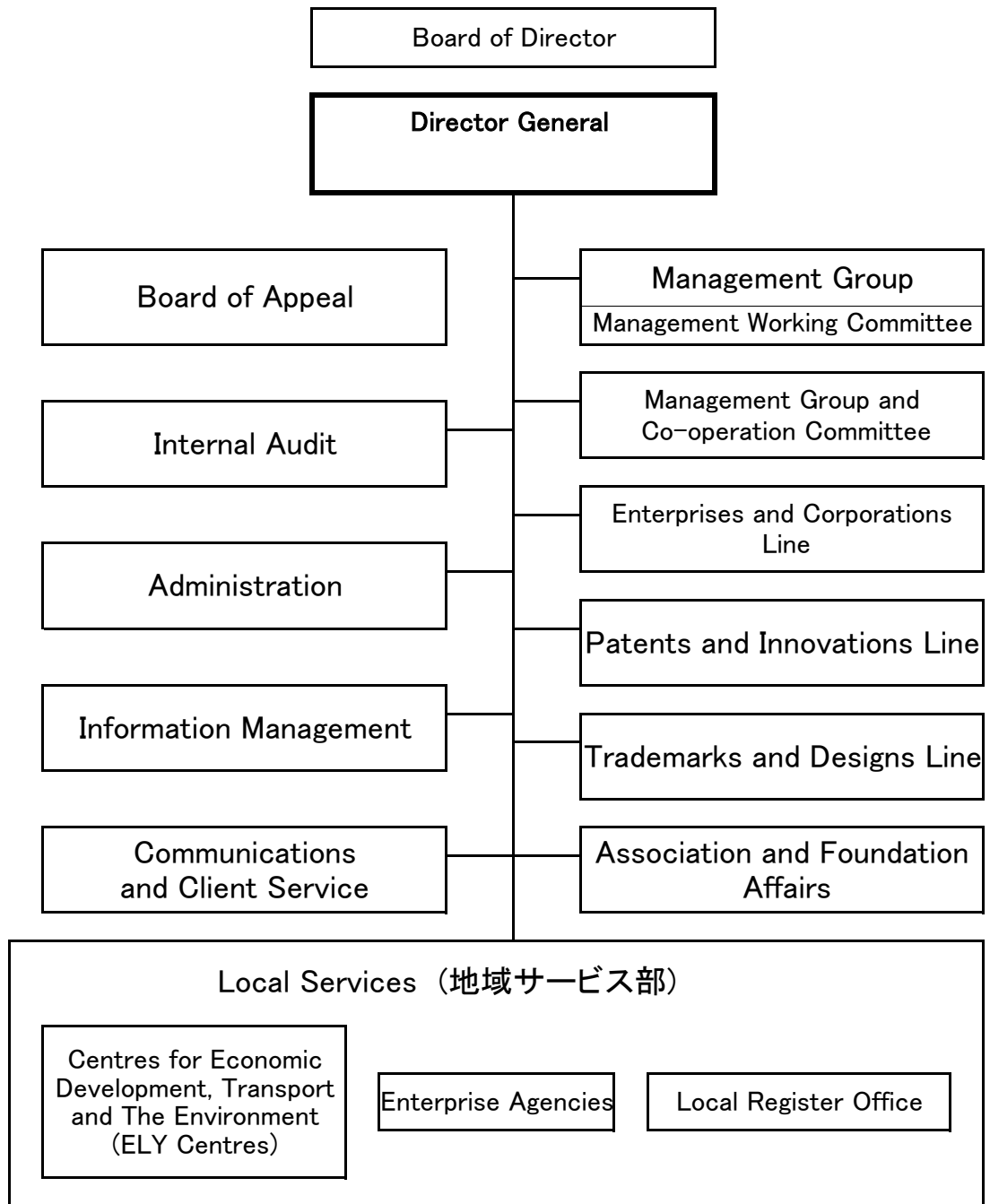
①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)						
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	1,529	1,487	1,396	1,685	
		(内 外国出願)	139	100	75	97	
		(内 日本から)	18	20	27	26	
		(内 PCTルート)	32	24	22	41	
	実用新案	全数	509	400	313	319	
		(内 外国出願)	23	30	27	23	
	意匠	全数	207	152	169	143	
		(内 外国出願)	68	39	52	48	
		(内 日本から)	3	3	2	2	
	商標	全数	4,455	4,238	4,354	4,603	
		(内 外国出願)	1,405	1,352	1,504	1,280	
		(内 日本から)	27	21	28	26	
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	704	533	505	602	
		(内 外国出願)	111	61	52	49	
		(内 日本から)	26	6	2	6	
		(内 PCTルート)	39	18	19	18	
	実用新案	全数	417	368	289	293	
		(内 外国出願)	22	28	27	25	
	意匠	全数	187	123	129	127	
		(内 外国出願)	69	31	33	46	
		(内 日本から)		5	2	2	
	商標	全数	4,114	3,927	3,689	3,982	
		(内 外国出願)	1,534	1,446	1,512	1,306	
		(内 日本から)	34	16	38	40	
	(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

Republic of Finland (FI)  
(フィンランド共和国)

⑫ 組 織

<組織図>



(出典) NBPRのHP

①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年11月19日改正 2015年11月法の英文未入手のため、2013年1月31日法により解析
	③地理的効力の範囲	フィンランド国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及びその資格	要。フィンランドに非居住の出願人は、欧州経済地域に在住する代理人を選任しなければならない。 (特許法第12条)
	⑦出願言語	フィンランド語、スウェーデン語及び英語の2以上の上記言語によって作成する。 (ただし、クレーム及び要約書を英語のみで記載した場合には、出願人は、出願の内容が公開されるまでに、クレーム及び要約書についてのフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出しなければならない。)(特許法第8条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許法第40条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第2条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又は前権利者に対する明らかな濫用による発明の開示 (2) 公の又は公認の国際博覧会における展示による発明の開示 (特許法第2条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創造物 (3) 精神活動をし、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法 (4) コンピュータ・プログラム (5) 情報の提示 (6) 人体又は動物の体に施される外科的又は治療的処置の方法又は診断の方法 (7) 植物又は動物の品種 (8) 植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法 (9) その形成及び発達の段階における人体及びその要素の1つについての単なる発見(遺伝子の完全配列又は部分配列を含む) (10) その業としての実施が公序良俗に反する発明 (特許法第1条、第1a条、第1b条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。出願は、方式要件を満たしていると、次に発明の単一性、新規性、技術的進歩性及び発明性についての審査が行われる。 (特許法第19条、第20条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に要約、クレームが公開される。 (特許法第22条)
	⑯異議申立制度の有無	有。特許付与日から9月以内に、何人も異議申立を行うことができる。 (特許法第24条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第52条)
	⑱実施義務	有。付与後3年、又は出願後4年の何れか遅い方までの期間。この期間が経過している場合で、適切に実施されていない場合は、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第45条)

①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)								
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料	400 EUR	300 EUR(電子出願による場合)					
		30 EUR(超の各クレームにつき)							
		印刷発行料	400 EUR	300 EUR(電子出願による場合)					
	[特許権維持に掛かる費用] 年金	1-3年次			170 EUR(一括)	9年次	295 EUR	15年次	600 EUR
		4年次	140 EUR	10年次	335 EUR	16年次	650 EUR		
		5年次	155 EUR	11年次	390 EUR	17年次	700 EUR		
		6年次	180 EUR	12年次	450 EUR	18年次	750 EUR		
		7年次	225 EUR	13年次	500 EUR	19年次	800 EUR		
		8年次	265 EUR	14年次	550 EUR	20年次	850 EUR		
⑳料金減免措置 の有無	有。 印刷手数料の免除(特許法第19条), 更新手数料の猶予(特許法第42条) 更新手数料の免除(特許法第73条)								
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。								

①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の施行年月日	2015年11月19日改正 2015年11月法の英文未入手のため、2013年1月31日法により解析
	③地理的効力の範囲	フィンランド国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人 (実用新案法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィンランドに非居住の出願人は、欧州経済地域に住所を有する代理人を選任しなければならない。 (実用新案法第10条)
	⑦出願言語	フィンランド語、スウェーデン語 外国人の場合、説明はフィンランド語で作成され、クレームはフィンランド語とスウェーデン語の双方で作成しなければならない。 (実用新案法第7条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から4年。請求により2度更新できる。更新期間は、1度目が4年、2度目が2年である。 (実用新案法第25条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (実用新案法第2条)
	⑩グレースピリオド <sup>*</sup>	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又は前権利者に対する明らかな濫用による考案の開示 (2) 公の又は公認の国際博覧会における展示による考案の開示 (実用新案法第2条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創造物 (3) 精神活動をし、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法 (4) コンピュータ・プログラム (5) 情報の提示 (6) その利用が公序良俗に反すると認められる考案 (7) 植物又は動物の品種 (8) 方法 (実用新案法第1条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。出願は、方式要件のみについて審査される。 (実用新案法第12条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が方式要件を満たしていると登録されて公告(公開)され、この公告の日から公衆の閲覧に供される。 (実用新案法第17条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、登録実用新案の無効を特許庁に対して請求することができる。 (実用新案法第19条)
	⑱実施義務	無。実用新案が登録後2年間商業的に適切な程度で実施又は使用されていない場合は、強制実施権設定の対象になる。 (実用新案法第30条)

①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)	
	⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		登録料(出願時に支払う) 135 EUR
		15 EUR5超の各クレームにつき)
		審査料 250 EUR
		[実用新案権維持に掛かる費用]
		存続期間更新料
		(第1回目) 200 EUR
		(第2回目) 135 EUR
	⑳料金減免措置 の有無	無。
	㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年11月19日改正 2015年11月法の英文未入手のため、2013年1月31日法により解析
	③地理的効力の範囲	フィンランド国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人 (意匠法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。外国人は代理する権限を付与されたフィンランドに在住の代理人を有さなければならない。 (意匠法第12条)
	⑦出願言語	フィンランド語、スウェーデン語 (出願人が外国人の場合、出願はフィンランド語で作成しなければならない) (意匠規則第3条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。請求により、各5年間の有効期間で4回更新することができる。 (最長25年) (意匠法第24条)
	⑨新規性の判断基準	欧州共同体内公知、欧州共同体内刊行物 (意匠法第2条、3条)
	⑩「グレースピリオド」	有。次のケースが規定されている。期間は何れも開示日から12月。 (1) 意匠の創作者から提供された情報又はその者の行動の結果による意匠の開示 (2) 意匠の創作者に対する濫用による意匠の開示 (意匠法第3a条)
	⑪不登録対象	(1) その使用が公序良俗に反する意匠 (2) 出願日又は優先日後に公衆の利用に供された先の意匠であって、前記日付より前の日付からフィンランドについて登録された意匠により又は当該権利の出願により保護されているものと同一の意匠 (3) 国、地方自治体又は国際政府間組織の紋章、旗章その他の記章、名称又は略称、又は前記の記章、表示、名称又は略称と混同を生じるおそれがある標章、名称又は略称 (4) 意匠の使用を意図している物品と同一又は類似の物品に関する検査又は保証についての公式標章又は印章 (5) 他人の商号又は他人のために確立した取引標章又は商標、又は他人の姓、筆名、又は類似の名称又は肖像と誤認を生じるおそれがある表示からなる意匠 (6) 他人の保護された文学作品又は芸術作品の標題が著しく顕著性を有する場合に、当該標題と解釈されるおそれがある表示からなる意匠 (7) フィンランドにおいて他人名義で登録されている意匠又は実用新案と実質的に異なる意匠 (8) 専ら当該製品の技術的機能により定まるもの (9) 当該意匠を組み込んだ製品を別の製品と機械的に接続し、又は別の製品の中に、周りに若しくはそれに対して配置し、何れの製品もその機能を果たすことができるようにするためには、正確な形状及び寸法で複製されなければならないもの (意匠法第4条、第4a条、第4b条)
	⑫実体審査の有無及び審査項目	有。 (意匠法第14条、意匠規則第13条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。複合製品を構成する部品の意匠は、次の場合に限り登録できる。 (1) 当該部品が当該製品の通常の使用において視認できる状態にあること (2) 当該部品の目に見える特徴が、それ自体で新規性及び独自性の意匠としての要件を満たすこと (意匠法第1a条、第2条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠法第11条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第1a条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願の登録に対する拒絶理由が認められないときには公告(公開)される。 (意匠法第18条)



①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)	
⑩秘密意匠制度の有無	有。出願日又は優先権主張日から起算して最大6月間、出願の公告(公開)を繰延べることができる。 (意匠法第18条)	
⑪異議申立制度の有無	有。出願の公告日から2月以内に、何人も異議申立を行うことができる。 (意匠法第18条、第18a条)	
⑫無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所への手続きにより請求することができる。 (意匠法第31条)	
⑬登録表示義務	無。	
⑭費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料                      185 EUR(1クラス・1意匠) 50 EUR(1超の各クラスにつき) 100 EUR(1超の各意匠につき)  [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 (第1回目)            275 EUR (第2回目)            390 EUR (第3回目)            420 EUR (第4回目)            430 EUR	
⑮料金減免措置の有無	無。	

①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年10月18日改正(1964年1月10日法律No.7)
	③地理的効力の範囲	フィンランド国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス。団体商標は団体標章法で保護される。 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、結合商標、記号商標、立体商標、色彩商標、音響商標、芳香商標、臭覚商標、触覚商標。
	⑦出願人資格	商標を使用する者及び承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィンランドに非居住の出願人は、欧州経済地域に居住の代理人を選任しなければならない。 (商標法第31条)
	⑪出願言語	フィンランド語、スウェーデン語。 (商標規則第7条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第22条)
	⑬クレースピリット	有。公認の国際展覧会に標章を付した商品を展示した場合には、展示日から6月。 (商標法第18条)
	⑭不登録対象	(1) 法律、公序良俗に反する標章 (2) 公衆を誤解させるおそれがある標章 (3) 国の紋章、国旗その他の記章、当該商標の対象とする商品と同一又は類似の種類の商品について国家が使用する監督及び保証用の標識又はフィンランドの地方自治体の紋章、国際組織の旗、紋章その他の記章、名称又は略称、並びに上記の紋章と記章、名称又は略称との混同を生じさせおそれのある象徴、記章、標章、名称又は略称を商標中に使用している標章 (4) 他人の保護商号若しくは補助商号若しくは副次的象徴であるとの印象を与えるおそれがある又は物故後長期間が経過した人のものと明らかに認められる場合を除き他人の名称若しくは名称類似表示であるとの印象を与えるおそれがある表示自体又はそのような表示を含む標章 (5) 保護されている他人の文学作品若しくは芸術作品で原作性を有するものの表題であるとの印象を与えるおそれのあるもの、及びそのような作品の著作権若しくはそのような作品の挿絵写真についての権利を侵害する標章 (6) 他企業の名称若しくは保護商号、補助商号若しくは副次的象徴、先行の出願に基いて登録されている他人の商標、又は登録出願の時点で既に確立されている他人の取引象徴と混同を生じさせるおそれがある標章 (7) 登録出願時に他人が自己の商品に関して既に使用している取引象徴との混同を生じさせるおそれがある標章 (8) フィンランドで効力を有する国際登録によって保護されている商標で国際事務局によって与えられた日付が当該商標の登録出願日より先の日付になっているものとの混同を生じさせるおそれがある標章 (9) 先行する出願に基いて登録されている共同体商標との混同を生じおそれがある標章 (商標法第14条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。商標における排他的権利は、当該標章が確立された後は、登録なしでも取得することが出来る。 (商標法第2条)

①国名	Republic of Finland (FI) (フィンランド共和国)	
⑰一出願多区分制度の有無	有。	(商標法第17a条)
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査。	(商標法第20条)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録拒絶理由が存在しないときには登録され、	公告(公開)される。(商標法第20条)
㉒異議申立制度の有無	有。公告日から2月以内に特許庁に対して書面でしなければならない。	(商標法第20条)
㉓無効審判制度の有無	有。商標の無効は、審判部に対して提起することができる。	(商標法第42条)
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。5年間、商標が適切に使用されていない場合は、不使用取消の対象となる。	(商標法第26条)
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。(商標法第32条)	
㉘費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 215 EUR(3クラスまで) 80 EUR(3超の各クラスにつき)</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 235 EUR(3クラスまで) 125 EUR(3超の各クラスにつき)</p>	
㉙料金減免措置の有無	無。	